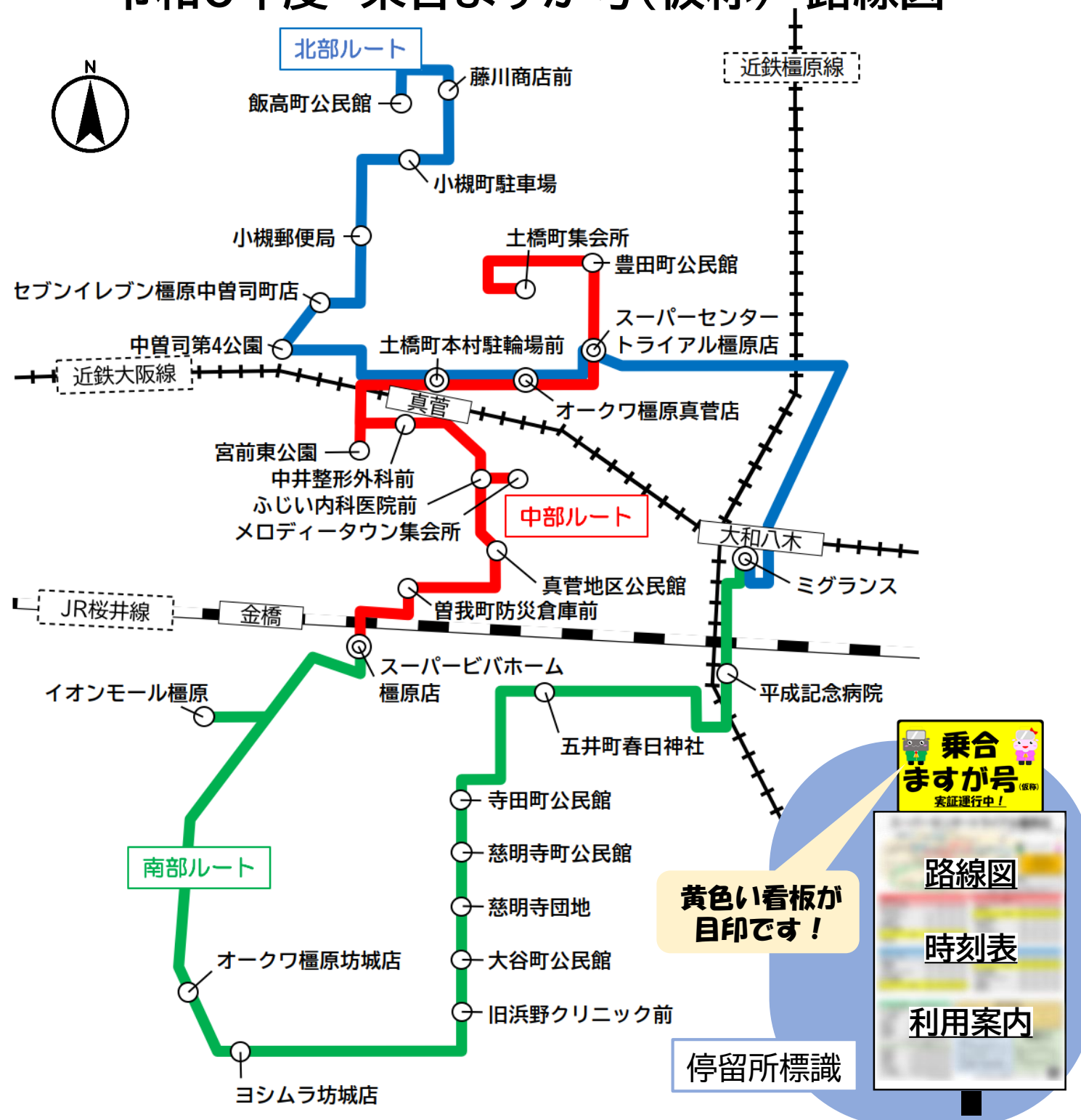


令和6年度 乗合ますが号(仮称) 路線図



乗合ますが号同士の乗り継ぎ利用

◎のついている停留所(乗り継ぎポイント)に限り、違う運行ルートのますが号に乗り継ぎ利用ができます。乗り継ぎ利用の場合、乗り継いだ先の運賃が無料になります。

乗り継ぎ利用の方法

1. 運転手に「①行先の停留所」「②乗り継ぎ利用すること」を伝えて、通常の運賃を支払い、運転手から乗り継ぎ利用券を受け取ってください。
2. ◎のついている乗り継ぎポイントで一旦降車して、乗り継ぎ先の乗合ますが号を待ちください。
3. 乗り継ぎ先の乗合ますが号に乗ったら、運転手に「①行先の停留所」「②乗り継ぎ利用すること」を伝えて、運転手に乗り継ぎ利用券を渡してください。

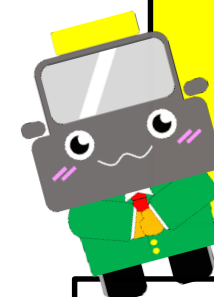
※乗り継ぎ利用券は当日限り有効です。乗り継ぎポイント以外でルート間の乗り継ぎ乗降はできません。

令和6年9月配布版

黄色いステッカーが目印です!



令和6年度 乗合ますが号(仮称) 実証実験



(運行期間)

令和6年10月1日(火)
～令和6年12月28日(土)
月曜日～土曜日
(日曜日・祝日は運休)

スタートダッシュ
キャンペーン!

10月1日～12日は
なんと、**運賃無料!**
この機会に
ぜひご乗車ください!

運賃: 300円/回

(1歳未満は無料・1歳以上～6歳未満は 大人1人につき1人無料)

利用方法

1. 事前に時刻表・運行ルートを確認して、ルート上の停留所で、乗合ますが号が来るのを待ちください。
2. 乗合ますが号が到着したら、運転手に「行先の停留所」を伝えて、運賃を支払って乗車してください。
3. 「行先の停留所」に到着したら、忘れ物がないか確認してから降車してください。



利用上の注意点

- ・手押し車等をトランクに乘せる際は、運転手に伝えてください。
- ・決められた停留所でしか乗り降りできません。
- ・定員を超えて乗車することはできません(定員4名)。
- ・他の利用者と乗り合う場合は、お互いに思いやりの心を持って利用してください。
- ・乗り降りの際には、事故の無いように周りによく気を付けてください。



実施主体: 真菅地区コミュニティ交通実行委員会
奈良県タクシー協会檀原支部